

**2013年 安倍政権と原発関連の動き**

1月	首相が「2030年代に原発稼働ゼロ」見直しを国会答弁
2月	首相が「安全が確認された原発は再稼働させる」と表明
7月	原発の新規制基準が施行
8月	福島第一原発でレベル3(重大な異常事象)の汚染水漏れ発覚。首相はその後「状況はコントロールされている」と発言
9月	大飯原発(福井県)が停止。稼働中の原発ゼロに
<b>2014年</b>	
4月	新エネルギー基本計画を閣議決定
5月	福井地裁が大飯原発の運転差し止め判決
9月	中間貯蔵施設建設で福島県と合意 原子力規制委が川内原発(鹿児島県)は新基準に適合と判断 電力会社が再生可能エネルギーの買い取り手続き中断を相次ぎ表明

原発は経済活動にとって欠かせない存在か、脱原発を目指すべきか。九州電力川内原発(鹿児島県)をはじめ当面の再稼働は認めるべきかどうか。主要政党の姿勢は大きく異なる。(安藤恭子)

**自公次大 再稼働** × **民維共生社減 脱原発**

自民党は「社会活動の基盤となる、安定的かつ低コストのエネルギー供給構造を確立する」として、原発を重視する立場。原子力規制委員会の新規制基準に適合した原発は「地元の理解を得た上で再稼働していく」(稲田朋美政調会長)と訴える。

公明党は「将来的に原発に依存しない社会を目指す」(石井啓一政調会長)ことを掲げるが、再稼働については自民党と同様、新規制基準を満たした原発について、住民の理解を得て判断するとしている。

1/25 早稲田

野党にも、同様の考えの政党がある。次世代の党は、「電源多様化による脱原発依存」を目指すとしつつ、当面は安全を確認した上で再稼働させると説明。

太陽の党も「有効な代替エネルギーが定着しない限り、原発を一定程度活用していくのはやむを得ない」と主張する。

一方、民主党は二〇二二年前の国会選と同様、三〇年代の原発ゼロに向けて「あらゆる政策資源を投入」と訴える。当面の再稼働についても「責任ある避難計画がなければ再稼働すべきではない」と主張。

維新の党は、市場原理によって原発が自然になくなる仕組みづくりを掲げる。「核のごみ処分の解決なくして再稼働なし」として、現時点では再稼働も認めない立場。

より厳しい姿勢で脱原発を掲げる党も。

**有権者 意見募集**

FAX・(0120) 013710  
 メール・tsei.ji@chunichi.co.jp  
 ツイッター・@tokyoseijibu  
 フェイスブック・www.facebook.com/tokyoseijibu

共産党は、節電努力などで電力不足が生じていない現状に触れ「国民も原発ゼロでやっていこうと思ってる」と主張。

生活の党は「一日も早く原発ゼロにもっていくことを国の目標に」と訴え、政府の再稼働方針を批判する。

社民党は「原発は決して安い電力ではない」として、脱原発基本法制定を提言。再稼働にも反対する。

地域政党の減税日本は「地震国・日本では原発の立地は無理」とし、再稼働も一切認めない立場だ。

**震災がれきや産廃放置 茨城 不法投棄捜査で3年**

東日本大震災で発生したがれきと関東一円の産業廃棄物が、茨城県常陸太田市山林に大量に捨てられ、苦情が出た二〇一一年十一月から約三年にわたり放置されていることが分かった。山林から有害物質も検出され、地権者や住民からたびたび苦情が出ている。茨城県は「警察が捜査中であり現場を変えられない」としているが、不法投棄の監視や環境保全への対応が問われてきた。

廃棄物の投棄に関与した山林の元管理人(金)は共同通信の取材に「不正軽油を作る時に発生する」毒性の強い廃液が入ったドラム缶がトラック十台分、地中に埋まっている。乗用車も数台埋めた」と話している。元管理人は、都道府県の認可を受けずに廃棄物を処理するトラック運転手らに山林への投棄を促していた。運転手ら四人がトラック数台分を捨てたとして廃棄物処理法違反(不法投棄)罪で今年二月から十月までに起訴され、うち二人は有罪判決が確定した。

昨夏までに大型トラック百台分以上の廃棄物を持ち込んだとみられ、投棄現場からは多くの解体家屋が見つかっている。

運転手(金)は公判で「震災がれきも捨てた」と陳述し、その後の取材に対して「被災地から持ち込んだ」と話した。元管理人も「震災後に受け入れ量が増え、被災地のがれきが含まれていることは分かっていた」としている。ただいづれも、運び出した場所や廃棄の依頼者は明らかにしなかった。

投棄現場の山林は、かつてゴルフ場開発が予定されていた。コンクリートのがれきや廃材などが散乱し、農業用水につながる川にも一部が流出している。民間の検査会社などの調べでは、基準値の三倍を超える六価クロムのほか、微量の鉛やヒ素も検出された。

茨城県によると、一一年十一月から周辺住民らは県や県警に苦情を寄せていた。廃棄物処理法は、不法投棄の実行者や排出責任者に知事が撤去命令を出せると定めている。茨城県不法投棄対策室は「捜査が終了したら現場を詳しく調べて、撤去を命じるかどうか検討したい」と話している。